

第1章
～計画策定にあたって～

1 計画策定の趣旨

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、合計特殊出生率については、平成 29 年には 1.43 まで回復しましたが、人口維持のために必要とされる 2.07 には依然として大きな隔たりがあります。地域や家庭では、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育・保育の確保などが求められています。このような中、希望するすべての家庭が子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることが求められています。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和 7 年 3 月 31 日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進することとしています。さらに、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めています。

宇佐市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 3 月に「宇佐市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、子どもが生き生きと育つまちづくりを推進してきました。第 1 期計画がその計画期間を終えることから、国、県の政策動向や社会情勢・本市の現状を踏まえ、「第 2 期宇佐市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本事業計画」という。）を策定します。

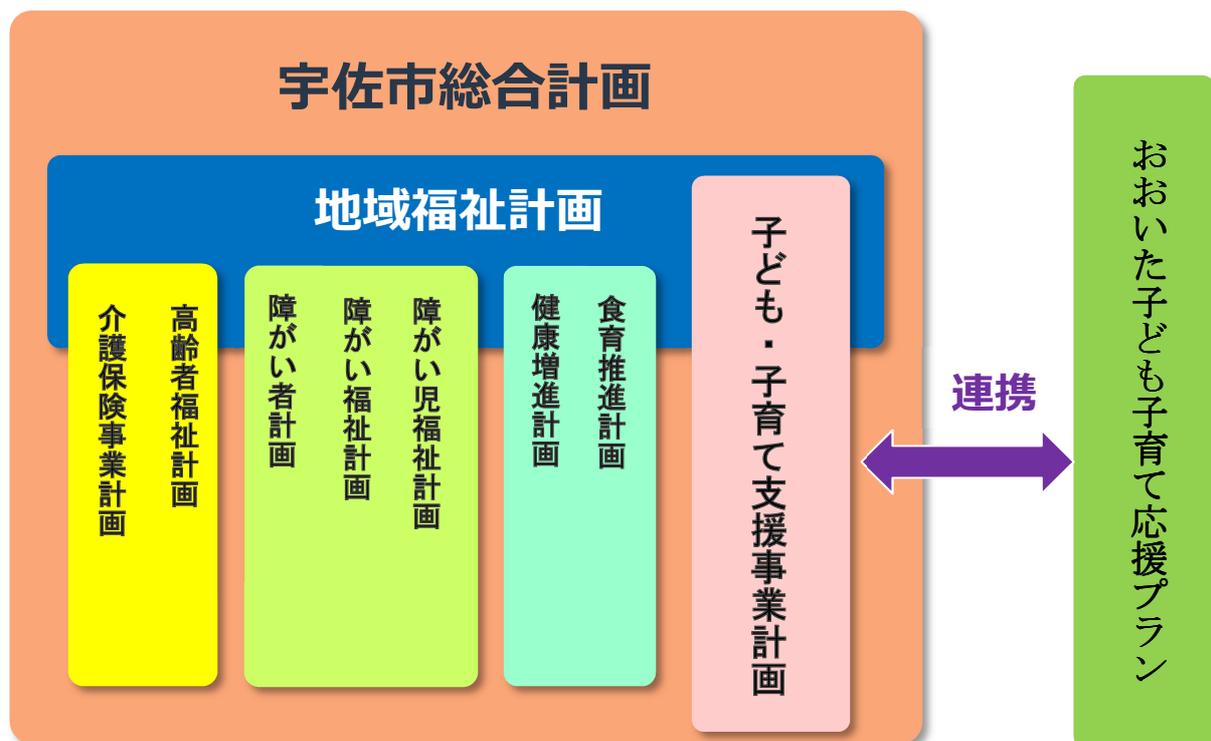
2 計画の位置づけ

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的・計画的に取り組みを推進します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、宇佐市においては、次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく計画と位置づけます。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを受け、国は同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等を定めました。令和元年6月に同法が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。

本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもたちのことはもちろん、同時に、今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置づけます。



3 | 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は、平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本事業計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを第1期とし、令和2年度から令和6年度を第2期計画期間とします。

また、本市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

